



流域治水の推進による事前防災対策の加速化

井 上 智 夫*

近年、我が国では、平成27年関東・東北豪雨をはじめ、平成28年北海道・東北地方を襲った一連の台風、平成29年九州北部豪雨、平成30年7月の西日本豪雨、令和元年東日本台風、今年度は令和2年7月豪雨により九州地方を中心に球磨川や最上川で災害が発生するなど、毎年のように水災害が起こっています。

これら近年の水災害を受け、水管理・国土保全局では、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえた新たな水災害対策を進めています。令和2年7月に社会資本整備審議会より頂いた答申も踏まえ、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの河川整備をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域の関係者全員で水災害対策を推進してまいります。

この流域治水の推進のため、令和2年10月に関係16省庁による「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を設置し、省庁間の緊密な連携・協力の上で、流域治水の取組を充実させていくことを確認しました。令和3年3月30日には、全国109の一級水系及び12の二級水系において、流域全体で早急に実施すべき流域治水の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、あらゆる関係者との連携のもと、事前防災対策を進めてまいります。

また、治水対策を従来の「過去の降雨や高潮等の実績に基づいた計画」から、「将来の気候変動を踏まえた計画」へと見直して参ります。水災害を防御する計画はこれまでの過去の降雨や潮位などの実績に基づいて作成しており、将来の気候変動の影響による水災害の激甚化を考慮すると、現在の計画による整備完了時点では、計画策定時点で目標としていた安全度が実質的に確保できないおそれがあります。そのため、河川整備基本方針等を気候変動による降雨量の増加や潮位の上昇などを考慮した計画とする見直しを進めてまいります。

さらに、流域治水の実効性を高める法的枠組みとして、氾濫をできるだけ防ぐための流域における雨水貯留対策の強化や、被害対象を減少させるための浸水リスクが特に高いエリアにおける開発規制・建築規制の導入、被害の軽減に向けリスク情報空白域を解消するためハザードマップ対象河川の拡大

* 国土交通省 水管理・国土保全局 局長

など、災害に強いまちづくりを強力に推進していくため、河川法、水防法、下水道法、特定都市河川法に限らず、都市計画法、都市緑地法、防災集団移転特別措置法、建築基準法、土砂災害防止法の9つの法律改正を束ねる流域治水関連法案を令和3年2月に閣議決定し、今国会に提出しました。

このような流域治水の対策を進めていくうえでは、ハード対策の更なる強化、加速化が前提となります。気候変動による外力の増大に対して、河川の上流で洪水を貯留し、下流の一連区間の水位を下げるダムの整備については、流域治水対策のなかで一層重要な役割を担ってきています。国土交通省が所管する治水を目的に含むダムの新設では、台形CSGの成瀬ダム、重力式コンクリートで流水型の立野ダムなど、現在、38事業を進めています。

また、ダムの新設に加え、ハード・ソフトの両面から既設ダムの機能向上を図る「ダム再生」の取組も行っています。ダム再生は、堤体のわずかなかさ上げによる大幅な貯水容量の増加、放流管の増設などによる洪水調節機能の向上など、短時間で経済的に完成させ効果を発揮させることが可能です。国土交通省が所管するダムにおいては、堤体かさ上げ中の新桂沢ダム、トンネル式放流設備を増設中の天ヶ瀬ダムなど、現在、30のダム再生事業を進めているところです。さらに、治水を目的に含む国交省所管の約570のダムに加え、電力や農業などを目的とする約900の利水ダム等を治水対策に活用する「事前放流」の取組も全国の河川で進めています。

このような気候変動の影響により激甚化する風水害への対策等の加速化・深化等を推進するため、令和3年度から令和7年度までの5年間で、追加的に必要となる事業規模を政府全体でおおむね15兆円を目途として、重点的かつ集中的に講ずる対策を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が令和2年12月11日に閣議決定されました。この5か年加速化対策も活用し、ダム建設、ダム再生を含む事前防災対策を加速化してまいります。

加えて、ダムに係る技術の海外展開も重要です。2018年6月に「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が成立したことを受け、独立行政法人水資源機構の強みを活かした水資源分野の海外展開を進めていきます。ダム再生は、新規ダム建設に比べ、環境及び社会的な影響を最小限に抑えられコスト面での優位性も期待できるため、海外の関心は高いです。また、特に既存ダムを運用しながら機能向上を図るダム再生の施工技術は、我が国に多くの実績があり、本邦企業の強みとなっています。今後、こうした本邦企業の優位性が活かされるようなダム再生案件の形成に努めてまいります。さらに、利水ダムの事前放流に関しても、今後、技術や知見の集積を図り、日本が誇るダム技術として、海外諸国に紹介してまいります。

今後も国民の生命と財産を守るため、気候変動による影響を踏まえた「流域治水」を推進し、ダム建設、ダム再生や利水ダムの事前放流などを含む事前防災対策を加速させ、防災・減災が主流となる社会づくりを進めるとともに、ダム技術の海外展開にも努めてまいります。皆様の引き続きのご支援とご協力をお願い申し上げます。